

北区協議会会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市区及び地域自治区の設置等に関する条例施行規則(平成18年浜松市規則第77号)第6条の規定に基づき、北区協議会(以下「協議会」という。)の会議の運営に関し、必要な事項を定める。

(会長及び副会長の互選の方法)

第2条 会長及び副会長の互選の方法は、協議会で協議して定める。

(会長、副会長の辞任)

第3条 会長及び副会長は、任期中にその職を辞任しようとするときは、協議会の承認を得なければならない。この場合において、会長が辞任しようとするときは副会長に、副会長が辞任しようとするときは会長に、辞表を提出しなければならない。

(会長等の責務)

第4条 会長は、迅速かつ能率的な議事の運営に努めなければならない。

2 副会長は、会長を補佐し、迅速かつ能率的な議事の運営に協力しなければならない。

3 委員は、協議会に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(協議会の会議の招集等)

第5条 会長は、協議会の会議(以下「会議」という。)を招集しようとするときは、あらかじめ議事、日時及び会場を各委員に通知しなければならない。

(欠席の申出)

第6条 委員は、会議に出席できない事情があるときは、あらかじめその旨を会長に申し出なければならない。

(会議の名称)

第7条 会議の名称は、開催する年度、回数及び協議会名称を明記する。

2 前項の回数の順は、4月1日から翌年3月31日までのものとする。

(会議の議事)

第8条 会長は、会議の議事について、あらかじめ委員に通知しなければならない。

2 委員は、2人以上の発議により、議事を提案することができる。

(会議の発言)

第9条 委員は、会議で発言するときは、挙手をし、会長に指名を受けた後でなければならない。

2 発言は、すべて簡明にするものとし、議事外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

3 会長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

(協議会の庶務)

第10条 協議会の庶務は、北区役所区振興課において処理する。

(細目)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月9日から施行する。